

## 最初に結論あいきの 不当判決！

### 中山さん・うどん屋配転訴訟

2月4日、名古屋地方裁判所において、中山さんうどん屋配転訴訟に対し棄却の不当判決が言い渡されました。

これは、中山さんがワンマン列車に乗務中、変更された基本動作（左手での指差し確認）を行っていないことを指摘し、日勤教育、そして松阪事業管理所津駐在（駅構内の立ち食いうどん店）に不当にも配転されたことがきっかけです。しかし職場では基本動作の変更は問題有りとして徹底されておらず従来通り右手での指差確認が黙認されていました。指差確認は、国鉄から始まった確認方式で現在では一般にも広まっています。私たち鉄道員は指差確認は右手一本でするように叩き込まれてきました。両手を使うのは間違いの元であるし、そんなやり方は横着だとされていました。ですから、職場では「やりにくくなった」「かえって間違いの元だ」「危ない」との声があがり、左手での指差確認は徹底されなかったのです。

私たちは、本裁判において多くの組合員が職場からの生の声をJR他社との比較等を示しながら基本動作自体の問題点を訴えてきました。背景となっている会社によるJR東海労敵視政策、また、見せしめによる命令と服従の社員管理なども訴えてきました。にも拘わらず、職場の生の訴えには耳を貸さず、会社の主張のみを取り入れた今回の判決には怒りを禁じ得ません。

この悔しさをバネに更に控訴して闘っていく決意を新たにしました。

